

老齢基礎年金の額を増やしたい方は「付加年金」を

国民年金第1号被保険者の方(自営業や学生の方など)が、20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めると、65歳から786,500円(月額65,541円・平成24年度価格)の老齢基礎年金が支給されます。

この年金額をもう少し引き上げたいとお考えの方には、「付加年金」という制度があります。

○付加保険料と付加年金の額

付加年金を受けるためには、通常の保険料とともに、月額400円の付加保険料を納めることになっています。

付加年金の額は、「200円×付加保険料を納めた月数」の式で計算されます。

例えば、付加保険料を5年間(60カ月)納めたときの総付加保険料額の24,000円(400円×60カ月)に対し、65歳から老齢基礎年金といっしょに支給される付加年金の額は年額12,000円(200円×60カ月)となります。つまり、2年間で元金がかえってくるわけです。

一方、付加年金は老齢基礎年金といっしょに支給されるため、繰上げ支給または繰下げ支給をしたときには、本体の老齢基礎年金と同じ割合で減額または増額されることになります。

○付加保険料を納められる方

- ①国民年金第1号被保険者
- ②半額免除などの一部免除を含め、保険料を免除されていない方
- ③60歳以上65歳未満の方など、国民年金の任意加入者の方
- ④国民年金基金の加入員でない方

なお、付加保険料は、納付期限を過ぎると納められません。また、口座振替や割安になる前納制度も設けられています。

○加入の手続きと相談先

役場保険医療課または岐阜南年金事務所

なお、付加保険料を納付している方は、いつでも任意のときに申し出て、その納付をやめることができますが、その場合でも掛け捨てにはなりません。



川辺での注意事項

5月に入り、いよいよ初夏の季節になりました。ゴールデンウィークもあり、家族や友達と海や山などの行楽地へと外出される機会が増えるのではないのでしょうか。

特にこれからの季節、川辺でのバーベキューなど遊ぶ機会が増え、それに伴い全国的に水難事故が発生しやすくなります。

川辺で遊ぶ時は、次の4つのポイントに注意し、水遊びを楽しみましょう。

①遊泳禁止の場所では泳がない

遊泳禁止場所には必ず理由があります。一見流れが緩やかな場所でも水温が低かったり、水深があつたりと危険が存在します。

②お酒を飲んだら泳がない

飲酒後は自律神経機能の低下により血圧や血流調整がうまくいかなくなるほかに、平衡感覚が鈍りおぼれるリスクが高まります。

③自分の力を過信しない

水の流れは予測ができません。普段、泳ぎに自信がある人でも、川の流れには逆らえず流される可能性があります。

④1人で泳がない

1人では何かあった時に助けが呼べません。また、1人では冷静な判断ができず危険な目に合う可能性があります。

川辺での水難事故の原因の多くはこの4つのポイントで、どれも注意すれば防げるものばかりです。川辺に行く際に、もう一度この4つのポイントを思い出し、初夏から盛夏と続く楽しい行楽シーズンを過ごしましょう。

